

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4385976号
(P4385976)

(45) 発行日 平成21年12月16日(2009.12.16)

(24) 登録日 平成21年10月9日(2009.10.9)

(51) Int.Cl. F 1
H02B 1/40 (2006.01) H02B 9/00 E

請求項の数 6 (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願2005-89398 (P2005-89398)	(73) 特許権者	000005832
(22) 出願日	平成17年3月25日(2005.3.25)		パナソニック電気株式会社
(65) 公開番号	特開2006-271174 (P2006-271174A)		大阪府門真市大字門真1048番地
(43) 公開日	平成18年10月5日(2006.10.5)	(74) 代理人	100076174
審査請求日	平成19年10月3日(2007.10.3)		弁理士 官井 暎夫
		(74) 代理人	100105979
			弁理士 伊藤 誠
		(72) 発明者	矢野 剛
			大阪府門真市大字門真1048番地 松下
			電気株式会社内
		(72) 発明者	進 広和
			大阪府門真市大字門真1048番地 松下
			電気株式会社内
		審査官	関 信之
			最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 分電盤

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

箱体と、この箱体内で一列に並設された複数の分岐ブレーカを有しその各分岐ブレーカの入力端子が前記一列の一側に並びかつ出力端子が反対側に並ぶ第1内器ブロックと、前記箱体内で一列に並設された複数の分岐ブレーカを有しその各分岐ブレーカの入力端子が前記一列の一側に並びかつ出力端子が反対側に並び前記分岐ブレーカの列が前記第1内器ブロックの前記分岐ブレーカの列と平行に並んでいる第2内器ブロックと、前記第1内器ブロックの前記入力端子側に沿うように配置されて前記第1内器ブロックの前記入力端子に接続される複数の第1分岐バーと、前記第2内器ブロックの入力端子側に沿うように配置されて前記第2内器ブロックの前記入力端子に接続される複数の第2分岐バーと、前記第1内器ブロックと前記箱体の底板との間を通過して前記第1内器ブロックの前記分岐ブレーカの並び方向に交差して前記第1分岐バーおよび前記第2分岐バーに接続された複数の主幹バーとを備えた分電盤。

【請求項2】

前記第1内器ブロックは、前記主幹バーの交差する位置に主幹ブレーカを有し、前記主幹バーは前記主幹ブレーカの出力端子に接続されている請求項1記載の分電盤。

【請求項3】

前記複数の主幹バーは、前記第1内器ブロックの前記分岐ブレーカの並び方向に並設され、それぞれ細長状の導電板により形成され、その厚み方向が前記箱体の底板に対向し長手方向が前記第1内器ブロックの分岐ブレーカの並び方向に交差し、

前記第1分岐バーおよび前記第2分岐バーは、それぞれ細長状の導電板により形成され、幅方向が前記箱体の底板に対向し長手方向が前記第1内器ブロックおよび前記第2内器ブロックの前記分岐ブレーカの並び方向となる本体と、前記本体に設けられ前記主幹バーに接続される主幹接続部と、前記本体から前記分岐ブレーカ側に突出して前記分岐ブレーカの前記入力端子に接続される分岐接続部とを有する請求項2記載の分電盤。

【請求項4】

前記複数の主幹バーは前記第1内器ブロックの前記分岐ブレーカの並び方向の一端側に配置され、

前記複数の第1分岐バーおよび前記複数の第2分岐バーは、前記第1内器ブロックおよび前記第2内器ブロックの前記分岐ブレーカの入力端子に接近離間する方向に並設されるとともに前記主幹バーに交差し、

10

前記複数の第1分岐バーおよび前記複数の第2分岐バーと前記主幹バーとの接続関係において、前記複数の第1分岐バーおよび前記複数の第2分岐バーのうちの一つの分岐バーの前記入力端子と反対側に隣接する他の分岐バーは、前記一つの分岐バーが接続される一つの主幹バーの前記分岐ブレーカの並び方向の他端側に隣接する他の主幹バーと、接続される関係を有する請求項3記載の分電盤。

【請求項5】

前記第1内器ブロックは前記箱体の底板との間に間隔をおいた位置に前記分岐ブレーカを取り付ける基板を有し、

前記複数の主幹バーは個々に隔離収納する複数の収納部を有した絶縁部材に支持され、

20

前記絶縁部材は前記底板と前記基板の間で前記基板に取付けられ、

前記主幹バーは前記絶縁部材と前記基板との間に配置されている請求項4記載の分電盤。

【請求項6】

前記主幹接続部と前記主幹バーは接続ねじが通る孔を有し、

前記絶縁部材は前記接続ねじが螺合するナットを収納するナット収納凹所を形成するとともに、前記ナット収納凹所に連通して前記接続ねじのねじ部の先端が位置するねじ遊挿凹所を形成しかつ前記箱体の底板側に突出するねじ配設突部を有し、前記ねじ配設突部は前記第1内器ブロックに前記絶縁部材を取着した状態で前記箱体の底板に当接する位置まで突出されている請求項5記載の分電盤。

30

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

この発明は、分岐ブレーカを上下2列で横並びに並設した分電盤に関する。

【背景技術】

【0002】

従来のこの種の分電盤（特許文献1参照）は、単相3線式配線路に用いられるものであって、中央の導電バーを中性極として分電盤の手前側に配設するとともに上下2本の導電バーを電圧極として背面側に配設した3本の導電バーを有し、これら3本の導電バーを挟んだ上下両側に各分岐ブレーカを横並びに並設したものである。そして、各分岐ブレーカは中性極の導電バーと配設位置に近い電圧極の導電バーとに各接続部を介して接続されたり、2つの電圧極の導電バーに各接続部を介して接続されたりしている。

40

【0003】

しかしながら、各分岐ブレーカを1つの中性極と1つの電圧極とに接続する場合、電圧極は必ず各分岐ブレーカに近い方の導電バーに接続しており、各分岐ブレーカから遠い方の導電バーには接続できないという問題があった。

【特許文献1】特開平9-74622号

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

50

この発明は、かかる事由に鑑みて成されたものであり、その目的とするところは、上下どちらの分岐ブレーカであっても、どの電圧極でも容易に接続することができる分電盤を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0005】

この発明の分電盤は、第1内器ブロックが箱体内で一列に並設された複数の分岐ブレーカを有しその各分岐ブレーカの入力端子が前記一列の一側に並びかつ出力端子が反対側に並ぶ。第2内器ブロックは、前記箱体内で一列に並設された複数の分岐ブレーカを有しその各分岐ブレーカの入力端子が前記一列の一側に並びかつ出力端子が反対側に並び前記分岐ブレーカの列が前記第1内器ブロックの前記分岐ブレーカの列と平行に並んでいる。複数の第1分岐バーは、前記第1内器ブロックの前記入力端子側に沿うように配置されて前記第1内器ブロックの前記入力端子に接続される。複数の第2分岐バーは、前記第2内器ブロックの入力端子側に沿うように配置されて前記第2内器ブロックの前記入力端子に接続される。複数の主幹バーは、前記第1内器ブロックと前記箱体の底板との間を通過して前記第1内器ブロックの前記分岐ブレーカの並び方向に交差して前記第1分岐バーおよび前記第2分岐バーに接続されている。

10

【0006】

上記構成において、前記第1内器ブロックは、前記主幹バーの交差する位置に主幹ブレーカを有し、前記主幹バーは前記主幹ブレーカの出力端子に接続されている。

【0007】

上記構成において、前記複数の主幹バーは、前記第1内器ブロックの前記分岐ブレーカの並び方向に並設され、それぞれ細長状の導電板により形成され、その厚み方向が前記箱体の底板に対向し長手方向が前記第1内器ブロックの分岐ブレーカの並び方向に交差し、前記第1分岐バーおよび前記第2分岐バーは、それぞれ細長状の導電板により形成され、幅方向が前記箱体の底板に対向し長手方向が前記第1内器ブロックおよび前記第2内器ブロックの前記分岐ブレーカの並び方向となる本体と、前記本体に設けられ前記主幹バーに接続される主幹接続部と、前記本体から前記分岐ブレーカ側に突出して前記分岐ブレーカの前記入力端子に接続される分岐接続部とを有する。

20

【0008】

上記構成において、前記複数の主幹バーは前記第1内器ブロックの前記分岐ブレーカの並び方向の一端側に配置され、

30

前記複数の第1分岐バーおよび前記複数の第2分岐バーは、前記第1内器ブロックおよび前記第2内器ブロックの前記分岐ブレーカの入力端子に接近離間する方向に並設されるとともに前記主幹バーに交差し、

前記複数の第1分岐バーおよび前記複数の第2分岐バーと前記主幹バーとの接続関係において、前記複数の第1分岐バーおよび前記複数の第2分岐バーのうちの一つの分岐バーの前記入力端子と反対側に隣接する他の分岐バーは、前記一つの分岐バーが接続される一つの主幹バーの前記分岐ブレーカの並び方向の他端側に隣接する他の主幹バーと、接続される関係を有する。

【0009】

40

上記構成において、前記第1内器ブロックは前記箱体の底板との間に間隔をおいた位置に前記分岐ブレーカを取り付ける基板を有し、

前記複数の主幹バーは個々に隔離収納する複数の収納部を有した絶縁部材に支持され、

前記絶縁部材は前記底板と前記基板の間で前記基板に取付けられ、

前記主幹バーは前記絶縁部材と前記基板との間に配置されている。

【0010】

上記構成において、前記主幹接続部と前記主幹バーは接続ねじが通る孔を有し、

前記絶縁部材は前記接続ねじが螺合するナットを収納するナット収納凹所を形成するとともに、前記ナット収納凹所に連通して前記接続ねじのねじ部の先端が位置するねじ遊挿凹所を形成しかつ前記箱体の底板側に突出するねじ配設突部を有し、前記ねじ配設突部は

50

前記第1内器ブロックに前記絶縁部材を取着した状態で前記箱体の底板に当接する位置まで突出されている。

【発明の効果】

【0011】

この発明の分電盤によれば、複数の分岐ブレーカを有する第1の内器ブロックと第2の内器ブロックごとに複数の分岐バーを分けたので、どちらの内器ブロックの分岐ブレーカであっても、どの電圧極でも容易に接続することができる。また、主幹バーが第1内器ブロックに交差しているため、第1分岐バーと第2分岐バーとを主幹バーに接続し易くすることができる。さらに、主幹バーを第1内器ブロックと箱体の底板との間に配設しているため、主幹バーの表面側となる第1内器ブロック上にも分岐ブレーカまたは他の部材を配設することができ、省スペース化が図れる。

10

【0012】

内器ブロックの主幹バーの位置に主幹ブレーカを設けると、主幹ブレーカも第1内器ブロックに一体化して配設することができ、更なる省スペース化が図れ、かつ主幹バーに接続容易となる。

【0013】

主幹バーは厚み方向が底板に対向するため、主幹バーに対して箱体の開口側から主幹ブレーカや各分岐バーを接続することができ、主幹バーへの接続作業が容易となる。また、各分岐バーの幅方向を底板方向としているため、極数が多くなって分岐バーの数が増えた場合、その厚み方向に並設することで対応させることができ、省スペース化が図れる。

20

【0014】

主幹バーと分岐バーの接続関係により、各分岐バーを主幹バーに接続する際、各分岐バーを複雑に折曲形成することなく、主幹接続部が各分岐バーの本体に交差しないようにできるので、各分岐バーを簡単に形成でき、各分岐バーの絶縁確保が簡単にできる。

【0015】

主幹バーを保持する絶縁部材を基板に取付けることにより、第1内器ブロック、第2内器ブロック、絶縁部材および主幹バーを一体化することができ、箱体への着脱作業が容易となる。

【0016】

ねじ配設突部が底板に当接するため、主幹バーに接続ねじで接続される各部材を外す際、その押圧力を箱体の底板で吸収することができ、もって絶縁部材が破壊され難くなる。

30

【発明を実施するための最良の形態】

【0017】

この発明の第1の実施の形態を図1から図12により説明する。この分電盤は例えば電圧極U、V、Wと中性極Nとの間に負荷を接続する3相4線式配線路に設置される。分電盤は、箱体1内に第1内器ブロック2と、第2内器ブロック3を配設している。

【0018】

箱体1は、底板6およびこの四周から立設する上下左右の側板7～10を有する一面開口の箱体である。

【0019】

第1内器ブロック2は、各人出力端子4、5を箱体1の上下側板7、8の方向として複数の分岐ブレーカ20を箱体1の左右側板9、10の方向に並べて基板11上に並設している。基板11は左右側板9、10の内側に沿って配設された内器側板12の底板側に設けた連結片にねじ21により取付られ、基板11は底板6から間隔をおいた位置となっている。内器側板12は箱体1の左右側板9、10の上側に係止する係止片13を開口側端部に有し、係止片13が箱体1の側板9、10にねじ14により取付けられている。

40

【0020】

基板11上には複数の2極型の分岐ブレーカ20が一行に並び、かつその並び方向の一端に主幹ブレーカ15が設置されている。分岐ブレーカ20も主幹ブレーカ15もともに並び方向の一端に入力端子4、15aが配置され、他側に出力端子5、15bが配置され

50

ている。図 2 に示すように、基板 11 の幅方向の一側に取付爪 17 を形成し、中間部に係止片 18 を切り起こし、下側に押さえ部 19 を設けている。分岐ブレーカ 20 の入力端子 4 側の取付凹部を取付爪 17 に係合し、底部の凹部に係止片 18 を係合し出力端子 5 側を押さえ部 19 で押さえ固定している。主幹ブレーカ 15 も分岐ブレーカ 20 と同様に基板 11 に取付けられている。

【0021】

第 2 内器ブロック 3 は、第 1 の内器ブロック 2 と同じ構成であり、主幹ブレーカ 15 が設けられていない点、および主幹ブレーカ 15 の位置に分岐ブレーカ 20 が設けられている点異なるのみである。第 2 内器ブロック 3 は第 1 内器ブロック 2 と所定の配線間隔において平行に配置され、同じ内器側板 12 にねじ 21 により取付けられている。

10

【0022】

複数の第 1 分岐バー 23 ~ 26 は、本体が細長状の導電板により形成され、第 1 内器ブロック 2 の各分岐ブレーカ 20 の入力端子 4 側で各分岐ブレーカ 20 の並設方向に延出し、かつ、その幅方向一方側が箱体 1 の底板 6 に対向する形として配置されている。本体には後述の主幹バー 27 ~ 30 に接続される主幹接続部 31 と、本体から各分岐ブレーカ 20 側に突出して各分岐ブレーカ 20 の入力端子 4 に接続される分岐接続部 32 とを折曲している。各第 1 分岐バー 23 ~ 26 は分岐ブレーカ 20 に近いものほど長く形成され、主幹接続部 31 はその主幹ブレーカ 15 側の端部に主幹ブレーカ 15 の入力端子 15a から側板 7 の方向に折曲されて板厚方向が箱体 1 の底板 6 に向くようにし、その中心に孔 31a を形成している。なお中性極の分岐バー 26 が分岐ブレーカ 20 の最も近くに配設されている。

20

【0023】

複数の第 2 の分岐バー 34 ~ 37 も、第 1 の分岐バー 23 ~ 26 と同構成であるが、主幹ブレーカ 15 がない分第 1 の分岐バー 23 ~ 26 よりも長く、分岐接続数も多い。

【0024】

複数の主幹バー 27 ~ 30 は、第 1 内器ブロック 2 の主幹ブレーカ 15 の位置の入力端子 15a 側から、第 1 内器ブロック 2 および箱体 1 の底板 6 の間を通過して、第 2 内器ブロック 3 側へ突出して、各第 1 分岐バー 23 ~ 26 と各第 2 分岐バー 34 ~ 37 とに接続される。各主幹バー 27 ~ 30 は、細長状の導電板により形成され、その厚み方向一方側が箱体 1 の底板 6 に対向する形で各分岐ブレーカ 20 の並設方向に並設されている。各主幹バー 27 ~ 30 の中間部には主幹ブレーカ 15 の出力端子 15b に接続される接続片 40 を有する。接続片 40 は主幹バー 27 ~ 30 に立設されるように配置され、主幹バー 27 ~ 30 に近い端部に連結片 47 を折曲するとともに連結孔 46 を形成し、主幹バー 27 ~ 30 から遠い端部に出力端子接続部 42 を折曲している。接続片連結孔 45 とこれに整合する連結孔 46 にねじ 41 が通される。主幹バー 27 ~ 30 の両端には幅方向に長孔 43 を形成し、中間部に位置決め孔 44 と接続片連結孔 45 を有する。長孔 43 にそれぞれ接続ねじ 49 が通される。

30

【0025】

また各主幹バー 27 ~ 30 は、これらを個々に隔離収納する複数の収納部 51 を有した絶縁部材 52 に支持され、その絶縁部材 52 が主幹ブレーカ 15 の位置の基板 11 と箱体 1 の底板 6 との間に配置されている。絶縁部材 52 は、両側に取付片 53 を突設し、取付片 53 を基板 11 の係止片 18 の切り起こしにより形成された穴を通して基板 11 の穴縁に係止し、ねじ 54 (図 1) により固定している。絶縁部材 52 の各収納部 51 は分岐バー 23 ~ 26、34 ~ 37 間の相互間隔分、互いに長手方向に順次ずらせて各分岐バー 23 ~ 26、34 ~ 37 の主幹接続部 31 に対応するように配置している。主幹バー 27 ~ 30 と分岐バー 23 ~ 26、34 ~ 37 の接続関係は、主幹バー 27 に分岐バー 23、34 が接続され、主幹バー 28 に分岐バー 24、35 が接続され、主幹バー 29 に分岐バー 25、36 が接続され、主幹バー 30 に分岐バー 26、37 が接続されている。すなわち、1 つの分岐バーに隣接する分岐バーであって、分岐ブレーカ 20 の入力端子 4 と反対側に位置するものは、上記 1 つの分岐バーに接続された主幹バーに隣接する主幹バーであっ

40

50

て、第1内器ブロック2の分岐ブレーカの並び方向の他端すなわち主幹ブレーカ15と反対側端部寄りに位置するもの、に接続される関係にある。この結果、絶縁部材52は各収納部51における各分岐バーの主幹接続部31に対応する位置を、分岐ブレーカ20に一番近い収納部51から遠い収納部51の順に箱体1の上側の側板7に近い順としている。各主幹バー27~30が絶縁部材52に収納された状態では、主幹バー27~30が絶縁部材52と第1内器ブロック2の間に位置する形で絶縁部材52を第1内器ブロック2に取着的している。この場合、絶縁部材52の各収納部51に突起59を設け、主幹バー27~30の位置決め孔44を突起59に嵌合して位置決めしている。

【0026】

各分岐バー23~26、34~37の主幹接続部31と各主幹バー27~30とを貫通した接続ねじ49のねじ部が螺合するナット56およびねじ41が螺合するナット57は、絶縁部材52に収納されている。すなわち、図6に示すように各収納部51にナット56、57を回転不能に収納するナット収納凹所60と、このナット収納凹所60に連通してねじ部の先端が配設されるねじ遊挿凹所61とを有し、かつ箱体1の底板6側へ突出するねじ配設突部62を形成している。ナット56は螺合部となるねじ孔56aがナット中心から分岐バー長手方向の一方にずれて形成されている。その偏心量はナット56を反転したときに分岐ブレーカの入力端子4の位置の異なる例えば1極型分岐ブレーカなどの別種の分岐ブレーカの入力端子に対応することができるように決められる。ねじ配設突部62は、第1内器ブロック2に絶縁部材52を取着的した状態で箱体1の底板6に当接する位置まで突出形成されている。

【0027】

第1のカバー64は第1内器ブロック2および第2内器ブロック3の分岐バー23~26、34~37の相互間に差し込み被覆する。第2のカバー65は第1のカバー64に形成された爪66に対向して設けた孔67を爪66に係止して分岐バー23~26、34~37の露出部を被覆する。第3のカバー68は第1内器ブロック2の分岐バー23~26の主幹接続部側端部に差し込み被覆する。第4のカバー70は分岐バー23~26の主幹接続部31と反対側の端部を被覆し、ねじ31で基板11に固定している。第5のカバー72は主幹バー27~30の接続片40と第2内器ブロック3の主幹接続部側端部を被覆するもので、絶縁部材52の両側に形成した爪73にカバー72に形成した孔74に係止して取付けている。絶縁板75は絶縁部材52の主幹バー27~30と基板11の係止片18の切り起こし部分との間に介在されるもので、絶縁部材52に形成した爪76に絶縁板75の孔77に係止して固定する。

【0028】

図12は分電盤の箱体1を蓋78で閉じた状態であり、蓋78を通して分岐ブレーカ20および主幹ブレーカ15のハンドルが見える透光部79を有する。

【0029】

この実施の形態によれば、上下の第1内器ブロック2および第2内器ブロック3の分岐ブレーカ20毎に分岐バー23~26、34~37を設けたので、上下どちらの分岐ブレーカ20であっても、どの電圧極でも容易に接続することができる。また、主幹バー27~30が第1内器ブロック2の各分岐ブレーカ23~26よりも上側から第2内器ブロック3側へ突出しているため、第1分岐バー23~26と第2分岐バー34~37とを主幹バー27~30に接続し易くすることができる。さらに、主幹バー27~30を第1内器ブロック2と箱体1の底板6との間に配設しているため、主幹バー27~30の表面側となる基板11上にも主幹ブレーカ15や分岐ブレーカまたは他の部材を配設することができ、省スペース化が図れる。

【0030】

主幹ブレーカ15も第1内器ブロック2および第2内器ブロック3と内器側板12を介して一体化して配設することができ、更なる省スペース化が図れる。

【0031】

主幹バー27~30に対して箱体1の開口側から主幹ブレーカ15や各分岐バー23~

10

20

30

40

50

26を接続することができ、主幹バー27～30への接続作業が容易となる。また、各分岐バー23～26の幅方向を底板6に向く方向としているので、極数が多くなって分岐バーの数が増えた場合、その厚み方向に並設することで対応させることができ、省スペース化が図れる。

【0032】

各分岐バー23～26、34～37を主幹バー27～30に接続する際、各分岐バー23～26、34～37を複雑に折曲形成することなく、主幹接続部31が各分岐バー23～26、34～37の本体に交差しないようにできるので、各分岐バー23～26、34～37を簡単に形成でき、各分岐バー23～26、34～37の絶縁確保が簡単にできる。

10

【0033】

第1内器ブロック2、第2内器ブロック3、絶縁部材52、主幹バー27～30を一体化することができるので、箱体1への着脱作業が容易となる。

【0034】

主幹バー27～30にねじ41、49で接続される各部材を外す際、底板6に当接するねじ配設突部62により、その押圧力を箱体の底板6で吸収することができ、もって絶縁部材52が破壊され難くなる。

【0035】

なお、主幹バー27～30は第1内器ブロック2のみならず第2内器ブロック3の下側も通り抜ける構成が可能であり、分岐バー34～37を第2内器ブロック3の下側に配置することも可能である。

20

【図面の簡単な説明】

【0036】

【図1】この発明の一実施の形態の分電盤の蓋を開きカバー等を外した状態の正面図である。

【図2】そのA-A線断面図である。

【図3】主幹バーのカバー等を外した状態の斜視図である。

【図4】その分解斜視図である。

【図5】主幹バーの平面図である。

【図6】主幹バーの断面図である。

30

【図7】第1内器ブロックの主幹ブレーカを外した状態の分解斜視図である。

【図8】その組立状態の斜視図である。

【図9】第2内器ブロックの分解斜視図である。

【図10】その組立状態の斜視図である。

【図11】分電盤の蓋を開いた状態の正面図である。

【図12】分電盤の蓋を閉じた状態の正面図である。

【符号の説明】

【0037】

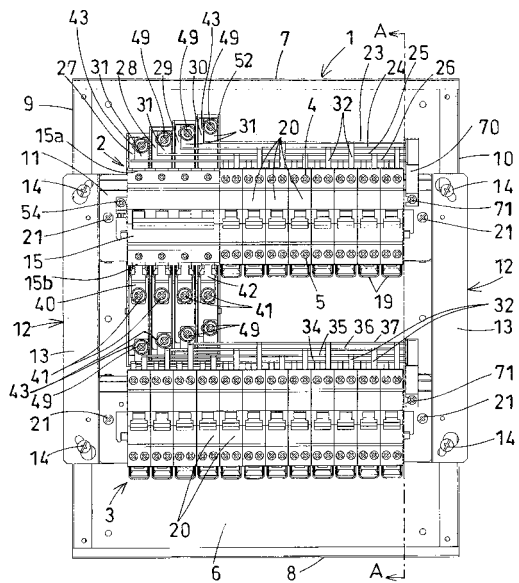
- 1 箱体
- 2 第1内器ブロック
- 3 第2内器ブロック
- 4 入力端子
- 5 出力端子
- 6 底板
- 11 基板
- 15 主幹ブレーカ
- 20 分岐ブレーカ
- 23～26 第1分岐バー
- 27～30 主幹バー
- 31 主幹接続部

40

50

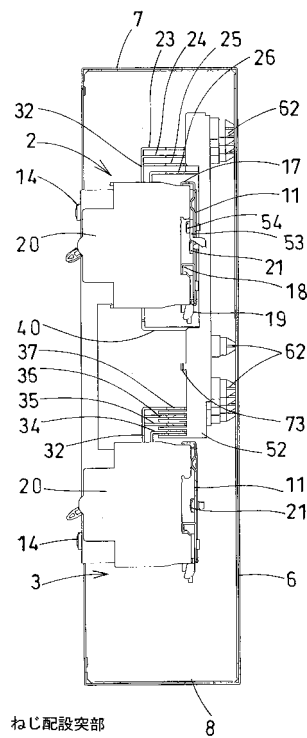
- 3 2 分岐接続部
- 3 4 ~ 3 7 第2分岐バー
- 4 9 接続ねじ
- 5 1 収納部
- 5 2 絶縁部材 5 6 ナット
- 6 0 ナット収納凹所
- 6 1 ねじ遊挿凹所
- 6 2 ねじ配設突部

【図1】



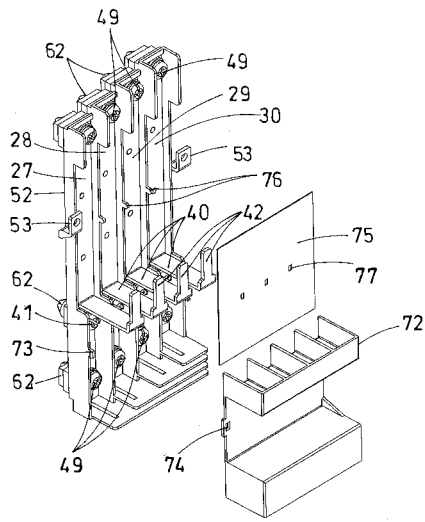
- | | | |
|------------|--------------|---------|
| 1 箱体 | 15 主幹ブレーカ | 49 接続ねじ |
| 2 第1内器ブロック | 20 分岐ブレーカ | 52 絶縁部材 |
| 3 第2内器ブロック | 23~26 第1分岐バー | |
| 4 入力端子 | 27~30 主幹バー | 43 長孔 |
| 5 出力端子 | 31 主幹接続部 | |
| 6 底板 | 32 分岐接続部 | |
| 11 基板 | 34~37 第2分岐バー | |

【図2】

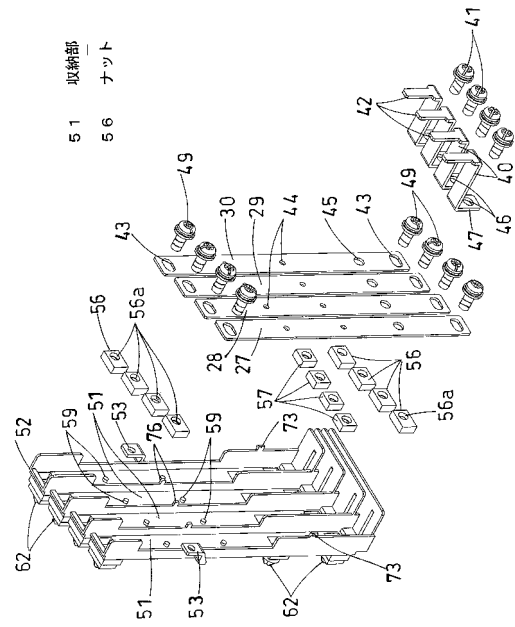


- 6 2 ねじ配設突部

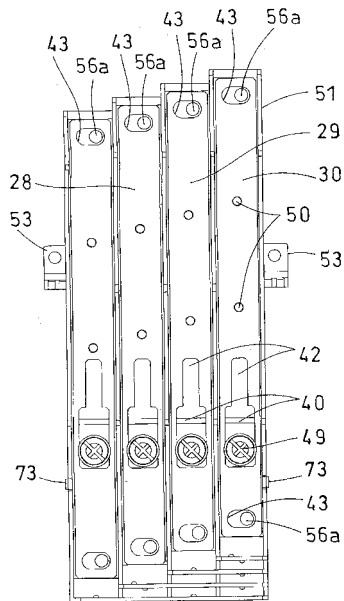
【図3】



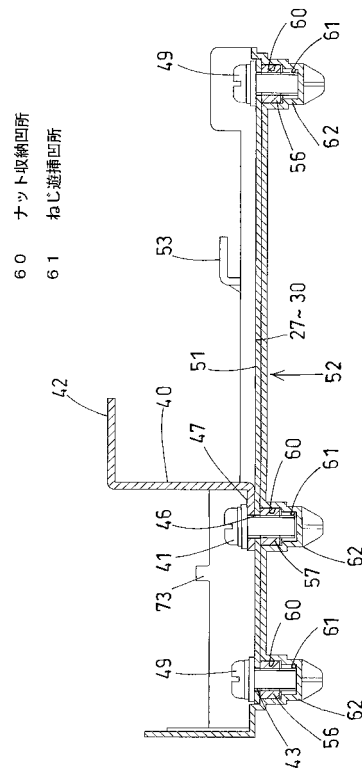
【図4】



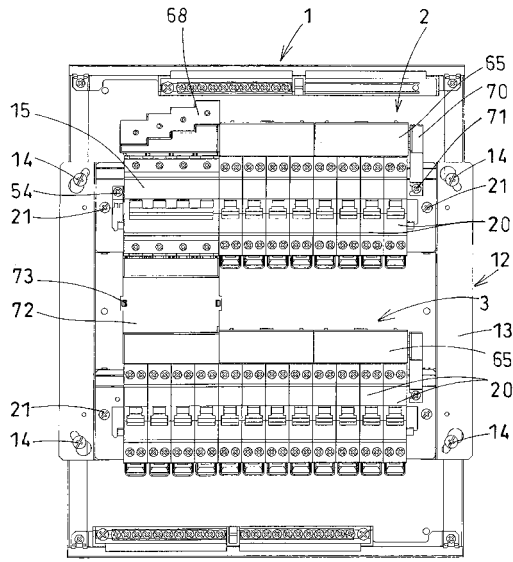
【図5】



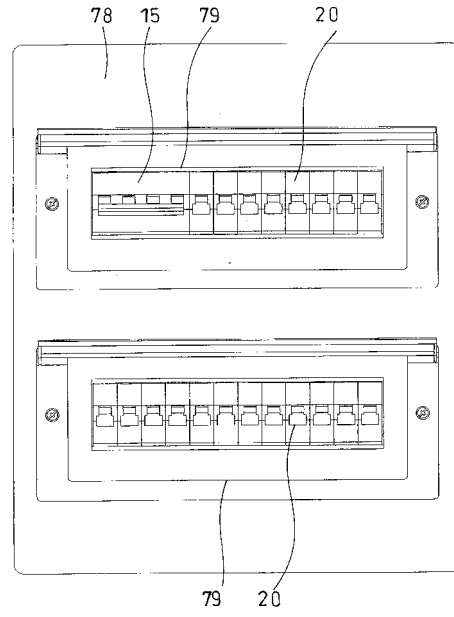
【図6】



【図 1 1】



【図 1 2】



フロントページの続き

- (56)参考文献 登録実用新案第3085115(JP,U)
実開昭55-141213(JP,U)
実開昭48-018616(JP,U)
特開平10-327508(JP,A)
特開平11-018216(JP,A)
特開2002-163970(JP,A)
特開2000-115920(JP,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
H02B 1/40